

## 27年度事業計画の上期の進捗状況一覧表

1. 保険運営の企画	進捗状況
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進	○
(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策	○
(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進	◎
(4) 地域医療への関与	○
(5) 調査研究の推進等	○
(6) 広報の推進	○
(7) 的確な財政運営	○

2. 健康保険給付等	進捗状況
(1) サービス向上のための取組み	○
(2) 窓口サービスの展開	○
(3) 被扶養者資格の再確認	○
(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	○
(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化	○
(6) 海外療養費支給申請における重点審査	○
(7) 効果的なレセプト点検の推進	○
(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化	○
(9) 積極的な債権管理回収業務の推進	○
(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大	◎

3. 保健事業	進捗状況
(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進	○
(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進	○
(3) 各種業務の展開	◎

4. 組織運営及び業務改革	進捗状況
(1) 新しい業務・システムの定着	○
(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革	○
(3) 人材育成の推進	○
(4) 業務改革・改善の推進	○
(5) 経費の節減等の推進	○

◎: 予定を上回るペース又は規模で進捗している

○: 概ね予定どおり進捗している

△: 予定を下回るペース又は規模で進捗している

# 27年度事業計画の上期の実施状況について

◎: 予定を上回るペース又は規模で進捗している ○: 概ね予定通り進捗している △: 予定を下回るペース又は規模で進捗している

事業計画（重点事項）	実施状況	進捗状況																												
<p style="text-align: right;">※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載</p>																														
<h2>1. 保険運営の企画</h2>																														
<h3>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</h3>																														
<p>新たに「保険者機能強化アクションプラン(第3期)(仮称)」を策定し、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、各支部における「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について更なる充実・強化を図るとともに、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。なお、「保険者機能強化アクションプラン(第3期)(仮称)」に新たに盛り込まれる事項についても、必要なものから随時実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療に関する情報の収集と分析</li> <li>○ 医療に関する情報の加入者・患者への提供</li> <li>○ 都道府県など関係方面への積極的な発言</li> <li>○ 他の保険者との連携や共同事業の実施</li> <li>○ 保健事業の効果的な推進</li> <li>○ ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進</li> <li>○ ソーシャルネットワークサービスを活用した広報等</li> </ul> <p>また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。</p> <p>都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、積極的に各種協議会に参加するなど、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県・市町村や医療関係団体(医師会等)と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、それに基づき共同して事業を実施するなど連携推進を図る。</p> <p>なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等保険給付の審査強化等についても、引き続き着実に推進していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険者機能をこれまで以上に発揮するための中期的な計画である「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」を策定し、協会が実現する目標と、それに対して支部及び本部が取り組む内容を明確化した。</li> <li>● また、全支部において、都道府県、市区町村あるいは医師会等の医療関係団体との間で、医療情報等の分析や保健事業の共同実施、医療費適正化等に関する包括的な事業連携協定・覚書を締結し、これらの団体と協働した各種取組みを進めている。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【包括的な連携を目的とした協定等を締結した支部】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[27年3月現在]</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">[27年9月現在]</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td style="text-align: center;">43支部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">47支部</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td style="text-align: center;">31支部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">35支部</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td style="text-align: center;">33支部(102市区町村)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">35支部(118市区町村)</td> </tr> <tr> <td>医師会</td> <td style="text-align: center;">8支部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">13支部</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会</td> <td style="text-align: center;">11支部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">15支部</td> </tr> <tr> <td>薬剤師会</td> <td style="text-align: center;">6支部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">12支部</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ジェネリック医薬品の使用促進に当たっては、平成27年度においても引き続き「ジェネリック医薬品軽減額通知サービス」を実施し、過去最大となる360万件の送付を予定している。</li> <li>● データヘルス計画は全47支部343の取組みが実施に入った。8月末時点での進捗確認を行い、各支部とも計画の推進を図っている。</li> <li>● 社会保障審議会医療保険部会や中央社会保険医療協議会において、診療報酬改定の基本的な方針や各種調査結果等に対して、医療や介護の質や効率性の向上の観点から意見表明を行っている。</li> <li>● 各支部において、都道府県の医療計画、地域医療構想の策定にあたり、議論の場に参画できるように引き続き働きかけを行うとともに、必要な意見発信を行っている。その他の医療に関する地方自治体の協議会等にも参加し、協会の意見を積極的に発信している。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【都道府県の医療計画策定の場合への参画支部数】</p> <p style="text-align: center;">16支部(27年3月現在) ⇒ 26支部(27年9月現在)</p> <p style="text-align: center;">【都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加支部数】</p> <p style="text-align: center;">26支部 [設置数29] (27年3月現在) ⇒ 27支部 [設置数29] (27年9月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本部においても、地域医療構想の策定や実行に当たって保険者が役割を十分に発揮できるよう、5月7日に健康保険組合連合会と連名で、医療提供体制改革に関する要請を厚生労働省へ行った。</li> </ul>		[27年3月現在]	⇒	[27年9月現在]	全体	43支部		47支部	都道府県	31支部		35支部	市区町村	33支部(102市区町村)		35支部(118市区町村)	医師会	8支部		13支部	歯科医師会	11支部		15支部	薬剤師会	6支部		12支部	○
	[27年3月現在]	⇒	[27年9月現在]																											
全体	43支部		47支部																											
都道府県	31支部		35支部																											
市区町村	33支部(102市区町村)		35支部(118市区町村)																											
医師会	8支部		13支部																											
歯科医師会	11支部		15支部																											
薬剤師会	6支部		12支部																											

事業計画（重点事項）	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被扶養者の特定健診については、自治体との連携・包括協定の具体的な取組みとして自治体の集団健診やがん検診との同時実施を拡大している。</li> <li>● サービス向上を含む適正な給付業務の推進等については、「2. 健康保険給付等」に記載。</li> </ul>	
<b>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</b>		
<p>医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、25年度からパイロット事業として実施している医療機関における資格確認事業の全国展開を図る。また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。</p> <p>加えて、各支部で「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。</p> <p>また、平成27年医療保険制度改革案等を踏まえて、都道府県単位の保険料率について、激変緩和のあり方や国の検討状況も踏まえた後期高齢者医療にかかる協会けんぽ内のインセンティブ制度の在り方について議論を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (再)ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、平成27年度においても、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の具体的な負担軽減額をお知らせする「ジェネリック医薬品軽減額通知サービス」を実施。更なる効果の上積みを図るため、平成27年度においては、過去最大となる年度内360万件の送付を予定している。(27年9月に180万件発送済み。28年2月にも約180万件の送付を予定)</li> <li>● 医療機関における資格確認業務の全国展開については、予定通り27年度中の開始に向けて準備を進めている。</li> <li>● 【事業主への立入検査に係る地方厚生局認可件数】 平成27年9月末現在 438件(平成26年度実績:390件)</li> <li>● 各支部の地域の特性に応じた「データヘルス計画」を実施しており、特に、包括的な連携を目的とした協定・覚書を締結している都道府県や市区町村と連携しながら、加入者への受診勧奨や事業所を通じた健康づくり、重症化予防等を推進している。</li> </ul>	○
<b>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</b>		
<p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通ずるサービスの対象範囲の拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度2回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (再)先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の具体的な自己負担軽減額をお知らせするサービスについては、27年9月に約180万件発送しており、28年2月にも約180万件送付することで準備を進めている。</li> <li>● ジェネリック医薬品希望シールについては、26年度に引き続き、「新規発行する保険証に同封する」「ジェネリック医薬品軽減額通知に同封する」「各種セミナー時に配布する」等の方法により、積極的な配布に努めている。</li> <li>● ジェネリック医薬品Q&amp;Aについては、「ジェネリック医薬品は国が先発医薬品と同等と認めた安心なお薬である」こと等をQ&amp;A方式で作成したものであり、主に加入者がジェネリック医薬品に対する理解を深めていただくために作成している。26年度に引き続き、「ご協力をいただいた調剤薬局へ備え付ける」「健康保険委員研修会で配付する」「各種セミナー時に配布する」等の方法により、積極的な配布に努めている。</li> <li>● 27年度上期については、福島・香川・福岡・熊本・宮崎支部において、健康保険委員を対象としたセミナーや、県保険者協議会主催のセミナーに参画している。また、本部においては、27年6月に開催されたジェネリック医薬品学会学術大会に、本部理事がパネリストとして参加している。</li> </ul>	◎

事業計画(重点事項)	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県後発医薬品使用促進協議会等への参画状況については、27年9月時点で、全国38都道府県(未設置:1県、休止状態:8県)に対し32支部が委員参画しており、27年3月時点の31支部と比較して1支部増加している。</li> <li>● 上記の取組みのほか、国の責任において解決すべきと考えられる事項、具体的には「医療関係者等の安定供給や品質面に関する不安や誤解」を払拭するため、「安定供給に向けた指導等の徹底」「都道府県後発医薬品安心使用促進協議会の活動強化に向けた働きかけの強化」「先発医薬品との同等性に関する理解の促進に向けた働きかけの強化」「ジェネリック医薬品の使用割合が高い欧米諸国で行われている制度を参考とした制度的な対応の検討」の4点の課題解決について、27年6月1日に協会理事長から厚生労働省医政局長、同医薬食品局長、同保険局長に要請している。</li> </ul>	
<b>(4) 地域医療への関与</b>		
<p>地域医療構想(ビジョン)の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、各支部がビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行うとともに、本部としても意見発信に当たっての視点の提示等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域医療構想に関して、各支部において、医療審議会や圏域別の地域医療構想調整会議に参画できるよう働きかけを行うとともに、必要な意見発信を行っている。 【地域医療構想調整会議等への参画状況】132区域/275区域 [設置都道府県35支部の状況](27年9月現在)</li> <li>● (再)本部においても、地域医療構想の策定や実行に当たって保険者が役割を十分に発揮できるよう、5月7日に健康保険組合連合会と連名で、医療提供体制改革に関する要請を厚生労働省へ行った。</li> <li>● 本部から支部に対して地域医療構想にかかる具体的な議論の際の発言例を4月28日、10月5日に提供し、本部の地域医療構想に対する方針を示した。</li> </ul>	○
<b>(5) 調査研究の推進等</b>		
<p>保険者機能を強化するため、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。医療・介護に関する情報の収集、分析的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取り組み事例も踏まえ、検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究として、27年度は新たに、地域医療構想策定に係る意見発信のあり方等についても調査研究の対象にする。</p> <p>医療費分析等の研究を行う専任職員を中心に、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。</p> <p>本部・支部における健診・レセプトデータ等の分析成果等を発表するための報告会を開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組んでいる事業について内外に広く発信する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協会けんぽ加入者の医療や健康保険に対する意識を把握し、保険者機能の発揮のための企画立案に資する基礎資料とするため、協会加入者に対するアンケート調査を実施し、分析を行った(隔年実施項目の経年変化および新規項目を含む)。</li> <li>● 27年3月に支部へ提供した、患者の医療機関への受診行動に係る流出入(患者住所地と受診した医療機関の所在地を紐付けして、患者がどの地域の医療機関を受診しているか、また、医療機関を受診する患者はどの地域から来ているか)を分析するためのリストについて、統計年月の追加、年齢階級を10歳刻みから5歳刻みにするなどの改良を行い、支部へ提供した。</li> <li>● 4支部において学会発表を8件行い、分析成果等の外部への発信を行った。(産業衛生学会(5月)、腎臓学会(6月)、人間ドック学会(7月);27年9月末現在)</li> <li>● 9月に特定健診・保健指導データを分析した報告書及び協会と国保のデータを合わせて分析できるツールを支部に提供し、支部におけるデータヘルス計画の実施や地方自治体等との連携を推進した。</li> <li>● 5月27日に「第2回協会けんぽ調査研究報告会」を開催し、389名の参加を得られた。アンケート回答者の9割以上から「有意義な会」と評価いただいた。</li> </ul>	○

事業計画（重点事項）	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況
<p><b>(6) 広報の推進</b></p> <p>協会の財政状況や取組み、医療保険制度や介護保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。</p> <p>また、いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。</p> <p>保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、さらには国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。</p> <p>地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。</p> <p>モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。</p> <p>救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入者・事業主にタイムリーな情報発信をする広報ツールとしてホームページやメールマガジンを活用している。具体的には、保険証への2次元バーコード付与といった、業務・システム刷新に関する情報や各支部における保険者機能を発揮した取組みなどをホームページに掲載して広報している。 【掲載事例】 ○大分支部「一社一健康宣言」 27年10月2日現在 387社様 ○鳥取支部「健康経営マイルージ事業」 27年10月1日現在 580社様</li> <li>● 各支部で策定したデータヘルス計画を加入者・事業主等の関係者に理解され、取組みの実効性が高まるよう、ホームページに掲載している。 【掲載済支部数】 11支部(8月末時点)</li> <li>● 各支部において、都道府県・市町村・関係団体等との間で健康づくりを目的とした包括的な協定締結を進め、支部数等をホームページに掲載している。また、締結した内容等の詳細については各支部のホームページに掲載し、広く関係者、新聞などのメディアでお知らせしている。</li> <li>● ホームページに「医療機関のかかり方で上手に節約！」とのコーナーを設け、ハシゴ受診や時間外受診の抑制、小児救急電話相談などの紹介に努めている。 また、支部においては定期的なお知らせやメールマガジン等を通じて、加入者の方々の意識向上に役立っている。</li> </ul>	○
<p><b>(7) 的確な財政運営</b></p> <p>健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。</p> <p>被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発言していく。</p> <p>協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療費や標準報酬の動向等について適切に把握、検証するとともに、運営委員会等に資料として提出している。</li> <li>● 運営委員会における議論や、雑誌・専門誌等のインタビュー対応、および決算説明等の機会を活用し、協会が抱える課題等について情報共有と理解獲得に努めている。</li> </ul>	○

事業計画(重点事項)	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況
<b>2. 健康保険給付等</b>		
<b>(1) サービス向上のための取組</b>		
<p>さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。</p> <p>傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード(10営業日)を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>健康保険給付などの申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。</p> <p>その他、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促進に更に注力する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電話やホームページにより寄せられた「お客様の声」について、本部・支部の関係グループに情報提供するとともに、改善可能なご意見・ご提案については随時改善している。 また、苦情、ご意見・ご提案、お礼等の件数や内容について集計・分析を行い、全支部へ情報提供することにより適宜改善に努めた。</li> </ul> <p>【苦情、ご意見・ご提案、お礼等の件数(平成27年8月末現在)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情 350件(前年同期 314件)</li> <li>・ご意見・ご提案 576件(前年同期 413件)</li> <li>・お礼等 225件(前年同期 262件)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 昨年度のお客様満足度調査に基づき、各支部の問題点を把握するための支部カルテを5月に配付した。また、調査結果の報告会及びお客様対応に関する研修を9月に実施した。(全支部を3グループに分けて実施)</li> <li>● 申請書の受付から給付金の振込までの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を管理し、正確かつ着実な支給を行っている。 5月までのサービススタンダードは全支部にて100%を達成した。</li> <li>● ホームページ等の広報や、健康保険委員を対象にした研修会・説明会等により健康保険制度の周知を行うとともに、郵送による申請について周知を行った。</li> </ul> <p>【届書の郵送化率】27年9月末現在80.7%(26年度末 78.7%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● インターネットによる医療費情報提供サービスについては、平成27年6月までホームページや広報誌等を活用、また、健康保険委員と協力して利用を促進した。</li> </ul> <p>任意継続被保険者の資格取得時に、口座振替や前納について記載した案内リーフレットにより利用案内を行うとともに、後期前納の納付月である9月の納付書送付時に、口座振替や前納を案内したチラシを同封し、利用を促進した。</p> <p>&lt;口座振替率&gt;27年9月現在36.7%(26年度末 29.3%) &lt;インターネットによる医療情報提供サービスの利用状況&gt; OID・PWの払い出し件数 2482件</p>	○
<b>(2) 窓口サービスの展開</b>		
<p>効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所等への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながらサービスを提供する。</p> <p>また、年金事務所窓口については窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、効率化の観点からも職員配置等について見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の特性及び利用状況を考慮の上、協会支部のほか年金事務所に窓口を設置しサービスを提供している。なお、窓口へは契約職員の配置を原則としているが、社会保険労務士会に委託をしている事務所もある。また、繁忙期には臨時職員の配置を行い、効率的・効果的な窓口サービスを提供している。</li> <li>● 窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、効率化の観点から、10か所の年金事務所の窓口を閉鎖した。</li> </ul> <p>【年金事務所における協会窓口の設置状況】158事務所(27年9月末)</p>	○

事業計画(重点事項)	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況
<p><b>(3) 被扶養者資格の再確認</b></p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p>	<p>● 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、平成27年5月～6月に被扶養者状況リストを約115万事業所(対象被扶養者約742万人)へ送付し、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得ながら、被扶養者資格の再確認を実施した。</p> <p>【実施状況】提出期限(平成27年7月末)現在 ・提出事業所数 82万件(提出率70.8%) ・被扶養者削除数 3.5万人</p>	○
<p><b>(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</b></p> <p>柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。</p>	<p>● 多部位受診、頻回受診や長期受診の申請、また申請内容に疑義が生じたものについて、加入者に対して文書照会を行い、柔道整復施術療養費の適正化に努めている。また、照会文書送付時に、適切な受診に関するチラシを同封し、適正受診に係る広報を実施している。</p> <p>【患者照会件数】27年9月末現在62,730件</p>	○
<p><b>(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化</b></p> <p>保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入調査が必要な申請については、積極的に調査を実施するなど、不正請求を防止する。</p> <p>なお、本部では審査強化の支援として、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請された傷病手当金・出産手当金の支払済データを各支部に提供する。</p>	<p>● 標準報酬月額が83万円(第40級)以上の被保険者から傷病手当金または出産手当金の申請があったものについて、特に重点的に審査を行った。また審査過程で疑義が生じた申請について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議での議論を経て、事業主への立入検査を実施した。</p> <p>(再)【事業主への立入検査に係る地方厚生局認可件数】 27年9月末現在438件(平成26年度実績:390件)</p> <p>● 資格取得日または標準報酬月額を1.5倍以上に増額改定した日から、傷病手当金・出産手当金の給付を申請するまでの期間が90日以内である支給済データを支部に提供のうえ、支部では適正な申請であるか否かの調査を行った。</p> <p>【調査対象件数】1,245件(傷病手当金865件、出産手当金380件) 【調査結果】被保険者資格や標準報酬に疑義が生じたもの:39件(傷病手当金24件、出産手当金15件)</p>	○
<p><b>(6) 海外療養費支給申請における重点審査</b></p> <p>海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。</p>	<p>● 申請内容に疑義があるものについて、添付書類の診療内容明細書等の翻訳内容が正しいかどうか確認するために、外部委託による翻訳を実施するとともに、現地医療機関への照会文書や医療機関からの回答文書の翻訳を実施した。</p> <p>また、平成27年5月から申請書に添付された診療明細について、より適正な精査を行うため、添付書類によるレセプト作成の外部委託を行い審査を強化した。</p> <p>【翻訳業務委託件数】428件(平成27年4月～9月) 添付書類の翻訳407件、医療機関照会用文書翻訳12件、医療機関からの回答文書翻訳9件 【レセプト作成業務委託件数】1,232件(平成27年5月～9月)</p>	○

事業計画（重点事項）	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況																								
<p><b>(7) 効果的なレセプト点検の推進</b></p> <p>診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。</p> <p>さらに、内容点検業務の一部の外部委託を全支部で実施し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。併せて、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額のさらなる引き上げを行う。</p>	<p>● (再)システムを活用し資格・外傷・内容の各点検を効率的に実施している。特に内容点検については、各支部において数値目標(再審査請求件数、診療内容等査定効果額)を設定するとともに目標達成のための行動計画を策定して進捗管理を行い、自動点検等システムを活用して的確に点検を実施している。また、本部において各支部の行動計画の進捗管理を行うとともに、行動計画の実施状況や課題等の確認及び課題解決のために支部の指導を行った。</p> <p>点検員のスキルアップを図るため、各支部にて支部独自の課題に応じた点検員への研修を実施した。また、本部においても4月に新規採用レセプト点検員を対象とした研修を実施、7～8月に医科・歯科レセプト点検スキルアップ研修を実施するとともに、掲示板を活用した審査事例のQ&amp;Aにより支部では勉強会を毎月行い、点検技術の底上げを図った。更に、査定事例については新システムにより全支部で閲覧可能としており、各支部において事例検討会や点検に活用している。</p> <p>● 点検員については実績評価を導入している。</p> <p>● 内容点検業務の一部外注化を30支部において平成27年1月から12月までの1年間の実施を予定しており、支部内の内容点検の充実を図っている。また、システムを活用して点検業者のノウハウを収集して活用するなど点検員のスキルを向上させるとともに競争意識の促進を図り点検効果額の引き上げを目指している。なお、平成28年1月からは実施支部を47支部に拡大して実施する。</p>	○																								
<p><b>(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化</b></p> <p>資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証回収(一般被保険者分)については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、保険証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。</p> <p>なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後(または被扶養者削除後)は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通し周知を行う。</p>	<p>● 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、日本年金機構で回収できなかった一般被保険者分や協会で行う任意継続被保険者分に対し、文書による催告を毎月実施している。また、文書催告には応じず、返却しない者に対しては、電話や訪問を取り交ぜた催告も実施している。なお、保険証回収業務の外部委託については、電話番号の取得が必要なため、その取得方法について厚生労働省へ依頼している。</p> <p>【日本年金機構と協会を合わせた保険証回収実績】</p> <table border="1" data-bbox="1003 1029 1809 1326"> <thead> <tr> <th>平成26年度</th> <th>一般被保険者証</th> <th>任意継続被保険者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返納対象枚数</td> <td>6,169,921枚</td> <td>544,223枚</td> </tr> <tr> <td>回収枚数</td> <td>6,028,122枚</td> <td>528,119枚</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>97.70%</td> <td>97.04%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1003 1184 1809 1326"> <thead> <tr> <th>平成27年度上半期【4月～9月】</th> <th>一般被保険者証</th> <th>任意継続被保険者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返納対象枚数</td> <td>3,618,124枚</td> <td>317,185枚</td> </tr> <tr> <td>回収枚数</td> <td>3,147,518枚</td> <td>306,360枚</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>95.56%</td> <td>93.64%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※27.10.13時点の抽出データにより集計</p> <p>● 資格喪失後受診防止を目的として、医療機関窓口へのポスター掲示やホームページ及び広報誌を活用し、健康保険委員と協力して資格喪失時における保険証の返納について周知を行っている。また、保険証の未返納が多い事業所に対して職員が訪問する等、保険証の返納について周知強化を行っている。</p>	平成26年度	一般被保険者証	任意継続被保険者証	返納対象枚数	6,169,921枚	544,223枚	回収枚数	6,028,122枚	528,119枚	回収率	97.70%	97.04%	平成27年度上半期【4月～9月】	一般被保険者証	任意継続被保険者証	返納対象枚数	3,618,124枚	317,185枚	回収枚数	3,147,518枚	306,360枚	回収率	95.56%	93.64%	○
平成26年度	一般被保険者証	任意継続被保険者証																								
返納対象枚数	6,169,921枚	544,223枚																								
回収枚数	6,028,122枚	528,119枚																								
回収率	97.70%	97.04%																								
平成27年度上半期【4月～9月】	一般被保険者証	任意継続被保険者証																								
返納対象枚数	3,618,124枚	317,185枚																								
回収枚数	3,147,518枚	306,360枚																								
回収率	95.56%	93.64%																								

事業計画（重点事項）	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況																								
<p><b>(9) 積極的な債権管理回収業務の推進</b></p> <p>不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</p> <p>また、債権管理の統括責任者会議や担当者研修会を開催し、債権回収業務のノウハウの取得や、それに伴う債権回収業務の効率化を図るほか、効果的な回収方法を各支部に周知する。</p>	<p>● 資格喪失後受診による返納金債権については、支部で策定した債権回収計画に基づき、現年度発生債権の回収を優先のうえ文書催告や電話・訪問による催告を実施し早期回収に努めている。また、納付拒否者に対する支払督促等の法的手続きを全支部で強化しており、平成27年9月末現在で890件(平成26年9月末563件)実施した。</p> <p>交通事故による損害賠償金債権については、損害保険会社との均衡を強化し、確実な回収に努めている。</p> <p>【債権回収実績】</p> <table border="1" data-bbox="994 517 1901 815"> <thead> <tr> <th>平成26年度上半期【4月～9月】</th> <th>返納金</th> <th>損害賠償金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調定金額</td> <td>22億9千万円</td> <td>33億4千万円</td> </tr> <tr> <td>回収金額</td> <td>13億2千万円</td> <td>29億3千万円</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>57.77%</td> <td>87.81%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="994 676 1901 815"> <thead> <tr> <th>平成27年度上半期【4月～9月】</th> <th>返納金</th> <th>損害賠償金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調定金額</td> <td>25億円</td> <td>30億3千万円</td> </tr> <tr> <td>回収金額</td> <td>13億2千万円</td> <td>26億3千万円</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>53.00%</td> <td>86.87%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現年度に発生した債権の調定額・回収額・回収率</p>	平成26年度上半期【4月～9月】	返納金	損害賠償金	調定金額	22億9千万円	33億4千万円	回収金額	13億2千万円	29億3千万円	回収率	57.77%	87.81%	平成27年度上半期【4月～9月】	返納金	損害賠償金	調定金額	25億円	30億3千万円	回収金額	13億2千万円	26億3千万円	回収率	53.00%	86.87%	○
平成26年度上半期【4月～9月】	返納金	損害賠償金																								
調定金額	22億9千万円	33億4千万円																								
回収金額	13億2千万円	29億3千万円																								
回収率	57.77%	87.81%																								
平成27年度上半期【4月～9月】	返納金	損害賠償金																								
調定金額	25億円	30億3千万円																								
回収金額	13億2千万円	26億3千万円																								
回収率	53.00%	86.87%																								
<p><b>(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大</b></p> <p>健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。</p> <p>また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p>	<p>● 協会が実施する各種事業のさらなる推進等を図るため、各支部において研修会や説明会を実施するとともに広報誌等による制度周知を行った。 また、四半期ごとに各支部の活動内容等にかかる好事例を掲示板に掲載し、全支部に情報共有を行い、活動強化に務めた。</p> <p>● 健康保険委員未委嘱事業所に対し、電話や文書等による委嘱勧奨を行い、委嘱者数の拡大に努めた。その結果、9月末の健康保険委員委嘱者数は前年同期と比較し、8,305人の増加となった。 また、これまでの活動や功績に対する健康保険委員表彰は各支部にて下期に予定している。</p> <p>【健康保険委員委嘱者数(平成27年9月末現在)】 ・健康保険委員委嘱者数 96,253人(前年同期 87,948人)</p>	◎																								

事業計画（重点事項）	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況
<b>3. 保健事業</b>		
<b>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</b>		
<p>各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、本部で示した基本方針に沿って、各支部で作成した「データヘルス計画」の実行初年度にあたり、PDCAを十分に意識し、支部の実情に応じた効果的な保健事業を進める。</p> <p>また、加入者の疾病の予防や健康の増進をめざし、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策、実績を本部支部で共有し、一体となって目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。</p> <p>更に、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地方自治体との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データヘルス計画は47支部全てで実施しており、保健事業の中心的な位置づけとなっている。各支部の特性を踏まえたデータヘルス計画を中心に保健事業を推進し、今年度から実施段階に入った。PDCAを的確に回すため、各支部において進捗の確認を実施した。</li> <li>● 支部の進捗状況や連携状況を把握し、今後の取り組みについて検討をしている。また、「健康宣言事業所」の要件については、厚労省、経産省と調整をしている。</li> <li>● 全支部の健診実施計画を集約し、各支部の施策を全支部に展開し、各支部は自支部の施策を見直し、施策の充実を図っている。実績が低位の支部については、個別に施策の見直し、強化等を本部・支部が一体となって進めている。</li> <li>● 4月～6月までは、新システムサービスインまでに前倒しで初回面談を実施した結果、前年同期比で見ると実施件数は増加。新システムサービスイン後については、新システムサービスイン前に実施した保健指導（初回面談）の継続支援を支部保健師が中断させずに保健指導を実施している。</li> <li>● 未治療者に対する受診勧奨業務実績(26年10月～27年9月までの実施状況)は、以下のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①一次勧奨 239,802人(健診受診者の4.3%)(25年10月～26年8月の実績:222,960人(健診受診者の4.7%))                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知発送後は7.7%が新たに医療機関を受診している。(25年10月～26年8月の実績:7.4%)</li> <li>②二次勧奨は、26年度29支部、27年度43支部が取り組んでいる。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次勧奨を実施した支部では、9.8%が新たに医療機関を受診している。(25年10月～26年8月の実績:10.7%)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 保健事業の共同実施等に関する包括的な事業連携協定・覚書を活かし、自治体の集団健診やがん検診との同時実施を拡大している。「健康づくり推進協議会」及び類似の会合を通じ、加入者、事業主、有識者からの意見を広く聞き、事業推進に役立っている。特に、自治体関係者とは、連携・協定を基にした具体的事業として、特定健診の同時実施や共同広報に取り組んでいる。保健事業の効果的な推進を図るためパイロット事業を進めている。そのうち、22年度のITツールの利用、23年度の重症化予防(未治療者への受診勧奨)、24年度のオプション健診事業(付加的サービス)などが事業として全国展開し、保健事業を促進している。その成果から23年度に取組んだ「糖尿病性腎症患者の重症化予防事業」については、27年度の実施予定支部数の拡大に寄与している。(重症化予防事業10支部)。また、26年度のパイロット事業である「ヘルスケア通信簿」は、来年度の全国展開を視野に入れ、事前調整を進めている。好事例については、グループ長会議を通じて展開するとともに、各支部は社内コミュニケーションツールを通じて積極的に他支部に情報提供を行っている。</li> </ul> </li></ul>	○

事業計画（重点事項）	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況
<p><b>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</b></p> <p>事業所との距離をさらに縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「データヘルス計画」による協働業務などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。</p> <p>特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診や「オプション健診」の拡大を図る。</p> <p>受診者と協会との間に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業主健診データの取得促進を図る。</p> <p>事業者健診データの取得は、事業主への勧奨効果が大いと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知(平成24年5月厚生労働省発出)の活用や各都道府県の労働局、健診機関等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。</p> <p>特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託、ITの活用などを進める。</p> <p>また、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。</p> <p>業種・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データヘルス計画において「事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取り組み(コラボヘルス)」を基本事項の一つとして位置づけ、積極的な働きかけを実施している。事業所との連携に関する事業は全支部で実施。新規事業所の健康づくり等の理解を得るため、支部幹部のトップセールス等で受診勧奨や事業所健診データの提供依頼、特定保健指導の利用勧奨を事業所訪問を進めることにより促進している。</li> <li>● 被扶養者の特定健診については、自治体との連携・包括協定の具体的な取組みとして自治体の集団健診やがん検診との同時実施を拡大している。連携・包括協定が締結できていない自治体については担当職員が直接協力依頼を行ったほか、各都道府県に設置されている保険者協議会を通じても協力要請を行っている。同時実施が困難な地域には、協会が主催する集団健診を行い、地域を網羅して健診が実施できるよう努めている。また、肌年齢等の「オプション健診」や被扶養者向けにがん検査等を選択し追加できる健診などを企画し、受診率の向上と質の向上を図っている。</li> <li>● 事業者健診データ取得等で健診機関のさらなる協力を得る為には、新たな動機づけが必要と考えられることから、インセンティブの活用を検討し下期に実施する予定とした。</li> <li>● 地方労働局との連名による勧奨通知や協会からの電話による勧奨、支部職員による事業所訪問等を進め、着実に取得率を上げている。</li> <li>● 日本郵政グループ(日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命)について、健診結果の提供があり、約4万2千件のデータを取り込んだ。</li> <li>● 保健指導の支部間差について大学と協働で分析を行った結果を、報告書としてまとめ、下期にはモデル実施をする予定である。また、今回の分析結果から保健指導の方向性を見える化することができ、ハイリスクアプローチの攻め方、ポピュレーションアプローチの必要性が実証できたことから、今後の保健指導に活用する。</li> <li>● 岩手支部で作成した「業種・業態の特性に合わせた職場の健康づくり支援ツール」を全国展開し、さらに多くの事業所で活用していただくため、岩手支部において活用方法を検討中である。</li> </ul>	○
<p><b>(3) 各種業務の展開</b></p> <p>業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図る。そのため、自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進する。さらに保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者との連携強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協会各支部と地方自治体との間では、特定健診・がん検診の受診促進や、中小企業に対する健康づくり支援事業の連携・特定健診結果等のデータ共有・分析をはじめ、保健事業の連携、協働に関する包括的な基本協定の締結が着実に進み、保健事業のあらゆる分野で連携、協働実施が促進されている。((再)47支部において、35都道府県、118市区町村、医師会13支部、歯科医師会15支部、薬剤師会12支部と協定等締結している：27年9月現在)</li> <li>また、日本健康会議の活動指針において、「協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上」を目指すとしており、上記の連携、協働実施を活用し取り組んでいる。連携協定の成果として、全金融機関との金利等の優遇、自治体との表彰制度、労働局との職域の健康づくりの協働が進んでいる。</li> </ul>	◎

事業計画(重点事項)	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況
<b>4. 組織運営及び業務改革</b>		
<b>(1) 新しい業務・システムの定着</b>		
<p>業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。また、これらの新しい業務・システムについて、着実な定着を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定型的な業務である、保険証や支給決定通知書、返納金納付書などの作成・発送、申請書情報の入力を集約し外部委託したことにより、業務の効率化を図った。</li> </ul>	○
<b>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革</b>		
<p>① 組織運営体制の強化 本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制(ガバナンス)、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>② 実績や能力本位の人事の推進 目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、人事制度の改定に向け具体的な検討を進める。</p> <p>③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。</p> <p>④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。</p> <p>⑤ リスク管理 リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データヘルス計画の実施など保健業務の重要度は増大しており、また業務・システム刷新後のシステム関係業務の体制整備が必要であることから、本部に「保健部」及び「システム部」を10月から設置する。</li> <li>● 協会全体の業績向上と支部間格差の縮小に向けて、業績や取組みが進んでいない支部に対し、本部の役職員が随時に訪問し、指導や意見交換を行っている。</li> <li>● 支部長会議を年3回程度開催しており(直近では10月5日に開催)、27年度下半期に向けた取組みと方針の説明を行い、本部、支部間の意思の統一と情報共有を図っている。</li> <li>● 各ブロック(全国6ブロック)においてブロック会議を開催することにより、ブロック内支部間での意見交換や情報共有を図っている。</li> <li>● 個々の職員の役割や目標を明確化するため、全職員が半期ごとに目標達成シートを作成し、目標に対する達成度を含め、その期間の取組内容や成果を評価し、賞与、昇給、人事異動に反映する等、目標管理方式による運用を実施した。 また、適材適所、人材育成、組織活性化を目的として、全国規模の人事異動、配置換を10月に実施する。 なお、人事制度の課題として、組織目標の共有化がなされていないことや等級間の給与の重なりが大きいため、職員の向上心を高める仕組みとなっていないこと等があげられる。これらを踏まえ、協会の理念の実現を可能にする人事制度への改定に向け準備を進めている。</li> <li>● 年度の節目となる4月に理事長から全職員に対してメッセージを發出し、協会のミッションや目標についての徹底を図った。 協会の理念を実践し、協会の事業展開、取組みを支え、発展させることができる組織風土の定着と職員の意識改革をさらに促す協会独自の人事制度の構築を目指し、人事制度改定の準備を進めている。  階層別研修において、役員が、協会のミッションや目標、それぞれの階層に期待すること等を講話する機会を設けている。</li> <li>● 社内報として「協会けんぽ通信」を定期的に発行し、協会の動向や各支部の創意工夫のある取組事例を紹介するなどして、組織内の情報共有や活性化を図った。</li> </ul>	○

事業計画(重点事項)	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンプライアンスについて、職員に行動規範小冊子を配布し、常時携帯させコンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する意識の醸成を図っている。管理職を対象としたハラスメント防止研修を実施した。個人情報の管理状況について、監査室において5支部の内部監査を実施するとともに、支部自主点検により管理状況の点検を行った。また、「不審な通信」の事案を受け、全職員に対し個人情報の適正な管理を周知徹底した。新規採用者を対象とする研修において、コンプライアンス、ハラスメント及び個人情報保護に関する講座を設け、意識の啓発、各種規程の遵守や個人情報保護の徹底を図るなどの取り組みを行った。コンプライアンス研修、ハラスメント研修、個人情報保護、情報セキュリティに関する研修は、支部における必須研修として実施している。</li> <li>● 協会本部の所在地において大規模地震等の災害が発生した際の具体的な初動対応(人命保護等)を定めた初動対応マニュアルを策定した。</li> <li>● また、各支部においても、災害の備えに万全を期すため、全支部においても初動対応マニュアルを策定することとし、28年度中の完成に向けて、27年度上期からその策定に着手している。</li> <li>● 加えて、本部拠点に基大な被害が発生した際でも、重要業務を早期に復旧させるための具体的な手順等を定めた事業継続計画について、28年度中の完成に向け、27年度上期からその策定に着手している。</li> </ul>	
<b>(3) 人材育成の推進</b>		
<p>階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。</p> <p>特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。</p> <p>その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成27年度研修計画に基づき、上期計画の研修はすべて実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・階層別研修は、2講座2回開催し、90名が受講した。</li> <li>・業務別研修は、4講座12回開催し、373名が受講した。</li> <li>・特別研修は、1講座2回開催し、49名が受講した。</li> </ul> </li> <li>● 新入職員研修、新入職員フォローアップ研修、一般職基礎研修、スタッフ研修で継続的に自らのキャリアについて考えるカリキュラムを取り入れている。新人人材育成制度を踏まえた研修体系の検討を進めている。</li> <li>● 通信教育講座の斡旋の準備を進めた。</li> </ul>	○
<b>(4) 業務改革・改善の推進</b>		
<p>よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改革・改善を実現していく。</p> <p>健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、集約化しアウトソースを行うとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今年度の業務改革会議の検討テーマを「審査業務の統一」としている。</li> <li>● 平成27年6月29日からの業務システム刷新において、事務処理を徹底的に効率化し創造的な活動を拡大するため、定型的事務(給付申請書データ入力、印刷発送業務)について、全支部部分アウトソースを実施。</li> <li>● 業務・システム刷新の稼働に伴う集約化や業務プロセスの変更等を踏まえ、企画・保健業務等への重点化を可能な範囲で進めるとともに、支部の標準的な人員等を見直す検討を進めている。</li> </ul>	○

◎: 予定を上回るペース又は規模で進捗している ○: 概ね予定通り進捗している △: 予定を下回るペース又は規模で進捗している

事業計画（重点事項）	実施状況 ※カテゴリーをまたがる同様の記述については「(再)」と記載	進捗状況
<p><b>(5) 経費の節減等の推進</b></p> <p>引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p> <p>調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ・コピー用紙、トナー、封筒については、本部及び全支部における年間使用分を本部において入札で一括して調達することにより、経費の節減を図っている。              落札価格 A4コピー用紙 @1,260円(前年度@1,160円)、トナー(黒) @23,600円(前年度@23,450円)              長3封筒 3.9円(前年度3.3円)              ※紙製品については、輸入原料価格が急激な円安により高騰し、価格が上昇している。              コピー用紙の27年度入札前参考見積価格は 1,703円、長3封筒の入札前参考見積価格は 4.40円であった。              使用状況(平成27年度上半期)              A4コピー用紙 19,739箱(前年度20,949箱)、トナー(黒) 1,154本(前年度1,722本)、              長3封筒 602,000枚(前年度810,000枚)</li> <li>・事務用品等の消耗品は、本部において入札により決定した事業者に必要な数量を低価格で発注しており、適切な在庫管理と経費節減を図っている。</li> <li>● 100万円を超える調達については、原則として一般競争入札としているが、随意契約が必要な調達については、調達審査委員会において個別に妥当性の審査を受け調達を実行している。なお、調達結果についてはホームページ上に公表(6月以降は本部受付に掲示)し透明性の確保に努めている。              27年度上半期の調達審査委員会開催状況 28回 56案件(前年度上半期 20回 65案件)</li> </ul>	○